

令和 7 年 滑川町農業委員会 第 2 回総会 議事録					
召 集 月 日		令和 7 年 2 月 17 日(月)			
開 会		令和 7 年 2 月 25 日(火) 午前 9 時 20 分			
閉 会		令和 7 年 2 月 25 日(火) 午前 10 時 30 分			
議 長		北堀高茂	代理議長		仮議長
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14 名中 14 名出席、0 名欠席)					
1	杉 田 京 子	出 席	8	齋 藤 哲 男	出 席
2	飯 塚 久 雄	出 席	9	能 見 義 夫	出 席
3	赤 沼 裕	出 席	1 0	田 幡 只 夫	出 席
4	北 堀 高 茂	出 席	1 1	石 川 光 男	出 席
5	大 嶋 剛	出 席	1 2	井 上 茂 昭	出 席
6	吉 田 利 好	出 席	1 3	吉 田 昇	出 席
7	齋 藤 美 津 子	出 席	1 4	贅 田 基 司	出 席
農地利用最適化推進委員 (9 名中 9 名出席、0 名欠席)					
下福田	小 林 隆	出 席	伊 古	瀬 上 勉	出 席
上福田	小 久 保 透	出 席	中尾・水房	山 下 武	出 席
山 田	服 部 雅 俊	出 席	羽尾 1	田 島 康 男	出 席
土 塩	杉 田 照 秋	出 席	羽尾 2	矢 島 一 男	出 席
和泉・菅田	鈴 木 康 夫	出 席			
参 与 者		書 記		事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第 1 により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員		12 番	井 上 茂 昭	13 番	吉 田 昇

第 2 回 総 会 審 議 議 案		
日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 8 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 9 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 10 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)
日程第 5	議案第 11 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 6	議案第 12 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和7年第2回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席者は、おりません。最初に北堀会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。宜しくお願いいたします。

会 長 令和7年第2回の総会にお忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。家の周りでは、梅の花も咲き、春がもう近づいていると感じます。今日からまた気温の方も上がり、ニュースでは20度ぐらいの日が来るので、どんどん暑くなるのではないかと思います。野菜も雨が少ないので、いろいろ障害が出るのではないかと、農家の皆様も気苦労が多いかと思いますが、自然ですからやむを得ないことかとも思います。それから2月の13日、14日と令和6年度の滑川町農業委員会・滑川町認定農業者協議会の合同宿泊研修会を〇〇〇県で行い、多数の方のご参加をいただき大変ありがとうございました。今回は〇〇〇県ということで(株)□□□で快く受けていただきまして、「地域農業の活性化と新たな担い手の育成に向けた取り組み」ということで、JAの〇〇〇でもあります□□□様、またJAの理事、□□□の社長の□□□様と大勢の方が来て、対応していただきました。また、いろんなことを皆さんと学ばせていただきました。これを参考に、何かに活かしたいと思います。また7年度も実施をしていきたいと思っていますが、場所、予算など見極め、実施予定ではありますが、その節はよろしくをお願いいたします。それでは、本日提案された議案の慎重審議を皆様をお願いして、会長の挨拶とさせて、いただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせてい

ただきます。只今の出席委員は、14 名中 14 名であります。滑川町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数に達しております。令和 7 年滑川町農業委員会第 2 回総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第 29 条第 1 項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9 名中 9 名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号 12 番井上委員、議席番号 13 番吉田委員をお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任をお願いいたします。以上で日程第 1 を終わります。

○議案審議

議長 日程第 2、議案第 8 号「農地法第 3 条(委員会)について」を議題といたします。番号 1 については、農業委員会等に関する法律第 1 項に規定される議事作業の制限に該当する委員がおられますので、該当委員はご退席をいただいてから審議を行いますので、井上委員、退席をお願いいたします。

(該当委員の退席)

議長 それでは事務局より、説明をお願いします。

事務局 議案第 8 号「農地法第 3 条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は 4 件、合計 4,108 ㎡になります。それでは申請番号 1 から説明させていただきます。議案書の 1 頁、資料は、議案第 8 号資料 1 と記載されているものになります。申請地

は、2筆、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、400 m²並びに×××番×××、582 m²。いずれも畑で農業振興地域内の農地になります。譲渡人は、大字〇〇〇×××番地×××、□□□様。大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請事由ですが、営農規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。そのため取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

6 番 1班班長6番吉田利好です。今回1班の案件は、3条が3件、5条申請が2件ありました。2月22日午後1時より1班農業委員5名、農地利用最適化推進委員1名で現地調査を実施いたしました。申請番号1の詳細につきましては、担当委員であります齋藤美津子委員に説明をお願いしたいと思います。

7 番 1班7番齋藤です。先日調査の報告をいたします。2月22日、農業委員5名、推進委員1名にて現地調査を行いました。申請地の場所は〇〇〇から〇〇〇方面に向かい、〇〇〇の信号を×××mほど北に向かい、〇〇〇の手前の左側でございます。本人は長期にわたり農業を行っており、多くの畑を所有しており現在、農業委員でもあります。申請の場所は、進入経路もなく隣接の畑が現在本人も耕作している場所になります。息子さんも今後農業を引き継ぎ、後継者になる予定とのことです。理由書がございますので読ませていただきます。私は60年、農作業経験があり、野菜を主に耕作しております。今回、申請地を取得する経緯についま

しては、現在の土地の所有者から自分で耕作することが難しいため、農地の利用について相談がございました。農業経営の規模を拡大したいと考えていたため、今回、農地の取得をすることに決めました。以上のことが、農地法第3条に基づく手続きをさせていただく理由となります。とのことで、資料には所有者2名の委任状や農業経営状況なども添付されており、農機具につきましては、トラクター1台、田植え機1台、軽トラック1台、管理機2台を所有しております。以上、調査の結果、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 ○○○地区の推進委員□□□です。先ほど農業委員の齋藤さんより報告がありました通り、2月22日現地調査を行いました。申請地は、雑草もなく管理されています。利用者のような内容であれば、当該申請に問題はないと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請の通り議案第8号番号1については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第8号番号1については、許可と決定いたしました。以上で、番号1を終わります。□□□委員、復席して下さい。

(該当委員の復席)

議長 続きまして議案第8号番号2の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 申請番号2、資料は、議案第8号資料2と記載されているものになります。それではご説明いたします。申請地は、1筆、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域内の農地、360㎡になります。譲渡人は、〇〇〇市〇〇〇×××番×××号、□□様です。譲受人は、大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請事由ですが、営農規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。審査基準としましては、番号1と同様です。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

6 番 1班班長6番吉田利好です。先ほどの案件1番同様、2月22日午後1時から、農業委員5名、最適化推進委員1名と言いましたが、2名の間違いでした。よろしくお願いします。番号2の詳細につきましては、地元委員であります井上茂昭委員に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

12 番 担当委員の12番井上です。現地調査の説明をさせていただきます。申請場所につきましては、〇〇〇を右折して、〇〇〇方面へ向かい、×××kmほど行ったところを右折し、さらに×××mほど行った左側が申請地です。面積は360㎡です。譲渡人の□□□様の農地を譲受人の□□□様ですが取得して耕作するためです。理由書に基づいて説明いたします。□□□様は、申請地、〇〇〇字□□□×××番×××の360㎡は、平成元年に相続しましたが、農業経験がなく農機具も持っていないため、適切な管理をすることも難しく、兄である□□□氏に譲ることにいたしました。自宅から×××mと近く、隣接している自己の所有する農地と一体的な利用を計画しております。飲食店を経営しており、季節の野菜、果物を調理したり、直売所へ出荷したりしています。農業歴も50年ほどで、トラクター、耕運機3台、農具を持っており、夫婦でお店を続けながら耕作したいと考えております。以上

が理由となります。農薬の散布についても、地域のルールに従っており、申請地は、栗、ジャガイモを育てる予定となっており、引き続き、畑として利用するため、周囲の影響はないと考えます。境界も確認しております。耕作状況の調査を行ったところ、田畑ともに良好に耕作されています。営農意欲も高く、ご夫婦協力し合って耕作すると思われ、問題ないと考えます。以上で、結果報告をいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 ○○○地区推進委員の□□□です。担当地区の農業委員井上さんから報告がありました通り2月22日、先ほどと同様現地調査を実施いたしました。申請地に関しては、適切に管理されています。理由書のような内容であれば、当該申請に問題はないと思いますので審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請の通り議案第8号番号2については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第8号番号2については、申請のとおり許可と決定いたしました。続きまして番号3の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 申請番号3、資料は議案第8号資料3と記載されているものになります。それではご説明いたします。申請地は大字○○○字○○○×××番×××、畑、農用地区域内の農地、2,204㎡になります。譲渡人は、○○○市大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は、大字○○○×××番地×××、株式会社□

□□、代表取締役□□□様です。譲受人の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請事由ですが、営農規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。許可及び審査基準は、番号1と同様になります。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

14 番 2班班長 14番贅田です。2月17日月曜日午前10時より、2班の農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で、譲受人立会のもと現地調査を実施いたしました。詳細につきましては、私が担当ですので引き続き説明させていただきます。場所は○○○の東にある○○○の前の町道×××号線を東に向かって×××kmほど行ったところを右に曲がり、×××mといった左側にあります。申請地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××、2,204㎡で、境界杭を確認することもできました。申請者の自宅から×××mほど行った場所になります。譲受人の株式会社□□□の耕作面積は、水田400,570.24㎡、畑8,974.12㎡で○○○地区の他、○○○地区、○○○地区、○○○地区でも行っております。耕作状況は、いずれも水稻や野菜類の栽培をし、全て保全管理されており、遊休農地はありませんでした。今回の申請は、営農規模を拡大したいため、売買により農地の所有権を取得したいということであります。労働条件は現在、社員3名で耕作を行っております。申請理由を読み上げさせていただきます。譲渡人の□□□様は、私の家は代々農家でしたが、主人が亡くなってから子供たちも農家を継がず、勤めに出てしまったので農地の面倒を見る人がいません。私も高齢で、いまでは老人ホームに入っています。水田は借りてくれる人がいますが、畑を借りてくれる人がいなく管理もできず、荒れ果ててしまい大変であります。農機具もほとんどないため、これ以上、農地を管理するのは大変なので、以前から手放したいと思っていました。譲受人の株式会社□□□の理由書で

す。私の家は大規模農家を目指して主人が近所から水田を借りて、稲作を中心に農業経営を行ってきました。平成 31 年はさらに規模の拡大のために株式会社□□□を設立いたしました。昨年には会社で勤めをしていた次男と農業大学校を卒業した孫も一緒にすることになり、規模の拡大も可能となりました。このたび、農業委員から話をいただき、申請地の畑は自宅から近いので、わたしの会社で取得するのが両家にとって最良と判断し、売買することにいたしました。許可のほどよろしくお願いします。といった内容です。規模を拡大した農地はそばを栽培する予定だそうです。農機具はトラクター 3 台に田植機 2 台、大型コンバイン、乾燥機 3 台、軽トラック等があります。この案件ですが、特に問題なく、適当と考えられますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上でございます。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 2 班、○○○地区推進委員の□□□です。2 月 17 日 10 時より、2 班 4 名にて現地確認し、□□□様立会いのもと、現地調査を実施いたしました。今後の予定も話してくれました。農地を取得し、規模拡大を行うという案件ですが、開拓し、整地、耕すとのこと。今後も遊休農地解消に努めていただきたいと思います。以上です。

議長 他にはございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 8 号番号 3 については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 8 号番号 3 については、許可と決定いたしました。続きまして議案第 8 号番号 4 の説明を事務局より

お願いいたします。

事務局 申請番号4、資料は議案第8号資料4と記載されているものになります。それではご説明いたします。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域内の農地、562 m²になります。譲渡人は、大字〇〇〇×××番地×××、□□□様他1名です。譲受人は、大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人の経営規模については、議案書のとおりです。申請事由ですが、自家消費用の畑として、利用するため贈与により所有権を取得したいというものになります。審査基準としましては、番号1と同様ですが、譲受人は所有・耕作している農地はございません。そのため取得する農地が、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になりますので、ご審議のほど宜しくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

6 番 1班班長6番吉田利好です。2月22日午後1時より、農業委員5名、農地利用最適化推進委員2名で現地調査を実施いたしました。詳細につきましては担当員であります。井上委員に説明をよろしくお願いします。

12 番 担当委員12番、井上です。現地調査の説明をさせていただきます。申請場所につきましては、〇〇〇を右折して〇〇〇方面へ向かい、×××kmほど行ったところを右折して、さらに×××mほど行った左側が申請地です。面積は562 m²です。譲渡人の□□□様、共有者の□□□様の農地を、譲受人の□□□様が取得して耕作するためです。理由書がありますので、読ませていただきます。今回、申請地、〇〇〇字〇〇〇×××番×××の農地を取得する経緯につきましては、土地所有者の□□□様は自宅から離れた農地ですので、年齢的に耕作するのが困難になり、知り合い

の私に、農地の利用について相談がございました。私は、趣味である野菜、果物作りなどを行う農地を拡大したいと考えていたため、今回私が農地の取得をすることに決めました。私は家庭菜園で農作物を耕作しており、自宅から×××m、車で〇〇〇分農業歴 40 年ほど、耕運機、農具は持っており、妻も手伝ってくれるので、可能な限り、農業を続けていきたいと考えております。以上が理由となります。申請地の境界も確認しております。営農意欲も高く、後継者のご子息も同居しております。年間作付け予定も作成され、農薬散布は地域のルールに従って行っており、問題ないと思われます。以上で、調査結果を報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 〇〇〇地区推進の□□□です。担当地区農業委員の井上さんより詳細の報告があったとおり 2 月 22 日現地調査を実施しました。現地の管理は適切に行われております。理由書のような内容であれば、当該申請に問題はないと思います。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

議長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 8 号番号 4 については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 8 号番号 4 については、申請のとおり許可と決定いたしました。

日程第 2 議案第 8 号は以上になります。

議長 日程第 3、議案第 9 号「農地法第 5 条（知事）について」を議

題といたします。その前に、番号5については、代理人から取り下げの依頼を受けておりますのでそのため、番号5は除いて審議となります。それでは事務局より番号1の説明をお願いします。

事務局 議案第9号「農地法第5条(知事)について」です。今月の申請件数は4件、2,177 m²となります。番号1を説明します。議案書3頁、図面は、議案第9号資料1－①から②と記載されているものになります。それでは説明いたします。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、260 m²になります。農地の区分は、10ha未滿の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断いたします。譲渡人は、〇〇〇区〇〇〇×××番×××号、□□□様です。譲受人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様他1名です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、専用住宅を建築するため転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

2 番 4班班長の2番、飯塚久雄です。今回、4班は3件の申請がありまして、2月18日火曜日午前8時より、農業委員4名、農地利用最適化推進委員2名で調査を行いました。詳細につきましては担当員である大嶋委員に説明をお願いいたします。

5 番 4班5番の大嶋剛です。先ほど班長がおっしゃった通り、2月18日午前8時より、現地調査を行いました。この土地は〇〇〇から東に向かいます。〇〇〇を東に×××m向い左折し、〇〇〇をくぐった左側の土地です。〇〇〇から、×××km、東方にして12、3分ぐらいです。本物件につきましては、隣接する周辺は宅地分譲が進んでいる地点の土地でございます。理由書がありますので、読み上げさせていただきます。理由書、現在、私どもは埼玉県比企郡〇〇〇町〇〇〇×××番地×××において、夫婦で借家住まいをしております。昨年結婚したのですが、子供も欲しいと考え

ており、手狭になるため、住宅の建築を計画しております。夫婦とも〇〇〇町まで車で通勤しており妻□□□の実家が〇〇〇町〇〇〇に住んでいるので、×××号線と実家の近くで土地を探しておりました。売りに出ていた〇〇〇×××という土地では、車2台を止めることが難しく、検討していた大字〇〇〇×××番×××は、先約が付いてしまいました。そこで見つけたのが申請地大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××となります。何卒ご理解の上、許可のほどよろしくお願ひします。添付書類として、資金計画書、雨水は、宅地内浸透処理、排水については、公共下水道に接続しております。周辺の農地も点在しておりませんので、支障ないというふうに思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。他にございますか。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。現地調査を行った結果、申請地は〇〇〇駅に近く、周辺は宅地化が進んでいる状況です。申請地は現在休耕されていて、保全管理の状態でした。周辺農地への影響はなく、特に問題はないと思われます。

議 長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第9号番号1については許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第9号番号1については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

議 長 続きまして、日程第3議案第9号番号2の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 番号2、図面は議案第9号資料2－①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明いたします。申請地は、大字

〇〇〇字〇〇〇×××番×××、148 m²、同じく字〇〇〇×××番×××、96 m²。いずれも、畑、農業振興地域内の農地になります。農地の区分は、10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断いたします。貸人は、大字〇〇〇×××番地×××、□□□様。同じく〇〇〇×××番地×××、□□□様です。借人は、大字〇〇〇×××番地×××、株式会社□□□、代表取締役□□□様となります。申請事由は、賃借権 30 年を設定し、従業員用の駐車場として利用するため、転用したいというものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

6 番 1 般班長 6 番吉田利好です。今回の 3 条同様、2 月 22 日午後 1 時より、農業委員 5 名、農地利用最適化推進委員 2 名で現地調査を実施いたしました。詳細につきましては、担当委員であります齋藤哲男委員に説明をお願いしたいと思います。

8 番 8 番担当委員の齋藤哲男です。ただいま班長の吉田委員から報告がありました通り、2 月 22 日 13 時から現地確認を実施いたしました。今回の案件ですが、賃貸人である□□□様、□□□様の所有地を、賃借人の株式会社□□□代表取締役□□□氏が賃借し、職員の駐車場に転用する申請でございます。申請地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、148 m²、地目は畑でございます。もう一件、滑川町大字〇〇〇×××番×××、96 m²、地目は畑で市街化調整区域でございます。場所ですが、〇〇〇線を北へ向かい、〇〇〇を通過し、〇〇〇の信号を右折し、約×××m 登っていった交差点の右側が今回の申請場所でございます。この案件ですが、以前に、遊休農地等の調査をし、指摘しているところでございます。理由書がございますので、読ませいただきます。当社は〇〇〇県及び〇〇〇県にて、廃棄物の収集運搬処理及びリサイクル事業、浄化槽の設置及び保守点検清掃事業等、付帯関連の業務を営んでおります。従業員は社員とパートで 29 名おり自

動車通勤が多く、従業員用の駐車場が必要となりましたので、今般の申請をするものであります。なお申請地については、以前より、従業員用駐車場として、利用していましたが、農業委員会の指摘で、違反状態となっていることを知り、大変申し訳なく思っております。現在は畑の状態に是正し、戻しており、以後このようなことのないようにいたします。また、従業員の車両については現在、事務所の敷地内及び事業所用車両と同じ敷地内に駐車しておりますが手狭となり、作業の関係で不便であり、危険となるため、申請地を従業員用の駐車場といたします。申請地以外の近隣の土地も検討しましたが適地が見つからず、事務所に一番近い土地で、今般申請の土地所有者に、同意を得られましたので、本申請をする次第です。申請地は事務所に近く、利便性が良く、従業員の負担もないことで選定いたしました。これにつきまして、この土地の賃貸権は、許可日から 30 年、資金調達計画につきましては、従業員が設置するため、工事費用はかからないという内容です。また、転用するにあたって近隣との生ずる被害の概要につきましては、特に被害等はありませんが、万が一被害が生じた場合は速やかに善処するということでございます。この申請場所でございますが、現在、畑に整地し修復してあります。道路が狭く従業員の方々が万が一、道路に駐車した場合、交通の妨げにもなり、また通学路に当たることから、大変危険であると考えます。このようなことから、今回の案件につきましては、適当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 ○○○地区担当推進委員□□□です。2月22日に現地調査を行い、状況を確認しました。現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、特に問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がございましたら挙手をお願い

します。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請の通り議案第9号番号2については許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第9号番号2については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。

議長 続きまして議案第9号番号3の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 番号3、議案書3頁、図面は議案第9号資料3-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明いたします。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域内の農地、959㎡になります。農地の区分は、10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断いたします。譲渡人は、大字〇〇〇×××番地×××、□□□様。譲受人は、大字〇〇〇×××番地×××、株式会社□□□、代表取締役□□□様です。申請事由ですが、賃貸権30年を設定し、事業用車両の駐車場として利用するため、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

6 番 1班班長6番吉田利好です。2番の案件同様、2月22日午後1時より農業委員5名、農地利用最適化推進委員2名で現地調査を実施いたしました。詳細につきましては、担当委員であります齋藤美津子委員に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

7 番 1班7番齋藤美津子です。班長がおっしゃった通り、2月22日午後1時より、農業委員5名、推進委員2名にて現地調査を行いました。申請地の場所でございますが、〇〇〇を右折して、〇〇

○の信号を○○○方面に直進し、約×××k m、□□□入口手前の信号を右折し、坂を上り約×××mのところにございます。先ほど齋藤哲男農業委員の場所とほぼ同じ場所なのですがその○○○の事務所から北に×××mほど行ったところにあり、申請地の隣は既に事業用車両置き場になっております。こちらも理由書がございますので読ませさせていただきます。当社は○○○県内及び○○○県にて、廃棄物の収集運搬処理及びリサイクル事業、浄化槽の設置及び保守点検、清掃事業他、付帯関連の業務を営んでおります。別紙記載の車両が事業用車両 32 台、営業用車両 11 台あります。現在、事業用車両を申請敷地の隣地○○○×××番×××、×××番×××に 26 台と、営業用車両を 11 台、○○○×××番×××に 26 台及び従業員の車両を 7 台置いておりますが、コンテナを引き取ったときの置き場とするため、現在置いている車両が置けなくなるので、申請地に従業員用車両を 8 台置きます。近隣の農地以外の土地を探しましたが、適当なところが見つからず、申請地以外の土地も検討いたしましたが、適地は見つからずにいたところ、今回、今般申請の土地所有者より賃貸の打診があり、当社としても都合が良く、本申請をする次第です。なお申請地は、現在当社が車両置き場で利用している土地×××番×××の隣接地であり、土地の一部を侵入路として利用する予定であります。添付書類には車両検査一覧、現況写真、土地利用計画図、配置図などがあり、特に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 ○○○地区の推進委員□□□です。担当地区農業委員の齋藤さんから詳細に説明がございました。22 日に現地調査を実施しました。申請地の周囲の農地にも影響はなく、理由書のような内容であれば、当該申請に問題ないと思われます。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。他にはございますか。

議 長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんか

ら詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

10 番 農業委員 10 番田幡です。この申請の下側の×××番×××は既に車を止めるようになっていますが、ここは地目上、畑になっているのですが、転用がかかっていますか。

事務局 台帳上は、畑になっておりますが、転用許可をとっており、事業車両駐車場として現在使われています。

10 番 わかるように記載をしていただければ。

事務局 わかりました。わかりやすいように記載させていただきます。

議長 ありがとうございます。他にございますか。

議長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 9 号番号 3 については許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 9 号番号 3 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。

議長 続きまして議案第 10 号番号 4 の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 番号 4、図面は、議案第 9 号資料 4－①から④と記載されているものになります。それでは説明いたします。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、714 m²になります。農地の区分は、10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第 2 種農地と判断いたします。譲渡人は、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、株式会社□□□、代表取締役□□□様となります。申請事由は、売買により所有権を取得し、分譲住宅を 2 棟建築するため、転用したいというものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明

をお願いいたします。

- 2 番 4 番班長 2 番飯塚久雄です。先ほどの 1 件目の申請と同様に、申請案件の現地調査を行いました。詳細につきましては、担当委員である大嶋委員に説明をお願いします。

- 5 番 4 班 5 番大嶋剛です。班長がおっしゃった通り、番号 1 のときと同じように、2 月 18 日午前 8 時より、現地調査を行いました。この土地は、〇〇〇から東に向かい、〇〇〇を東に×××m 行き、左折し、〇〇〇をくぐり、左折し、×××m ぐらいを右折したところです。〇〇〇から約×××k m にして 15 分ぐらいのところ です。本物件につきましては、隣接する周辺は、宅地分譲が進んでいる地点の土地でございます。理由書がありますので、読み上げさせていただきます。理由書、弊社はファミリー層をターゲットに販売を行っております。滑川町は治安が良く、自然豊かな環境であり、都内までの交通の便も良いため、近年大変人気がある町となっております。そんな滑川町でぜひ住宅を販売したいと考えており、以下の候補地を検討いたしました。〇〇〇字〇〇〇×××番×××、×××番×××、〇〇〇から徒歩 3 分程度のところであり、立地条件の良い場所だったのですが、所有者の方が今のところ売却の意思はないということで断念いたしました。〇〇〇字〇〇〇×××番×××、×××号線に面している土地であるため、車での移動に便利な土地でしたが、当該地は三角地であり、住宅を建てるには土地の活用が難しく、また、所有者も売却する意思はないということで断念いたしました。このたび農地転用申請させていただいた滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××は、〇〇〇まで徒歩 15 分であり、近くには〇〇〇等 9 分、〇〇〇徒歩 20 分があるととても良い立地であります。また〇〇〇や〇〇〇等もあり、社会インフラが整った場所であり、土地所有者と売買の合意ができております。上記の理由にて、本申請にいたしました。何卒よろしくをお願いいたします。〇〇〇に近いことから、利便性の高い土地であり、添付書類といたしまして、資金調達計画書、雨水は宅地内浸透処理、排水については、公共下水道に接続

しております。立地には農地が点在しておりませんので、支障ないというふうに思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 ○○○地区推進委員□□□です。現地調査を行った結果、申請地は、耕作はされていませんでしたが、綺麗に管理されており比較的○○○に近く、周辺は宅地化が進んでいる状況です。周辺農地への影響はなく、特に問題はないと思われます。以上です。

議長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

9 番 9 番農業委員能見です。議案第 9 号資料 4 の計画高が、12.10 となっていますが、何 m 何 cm ですか。

事務局 現況地番高が 11.58 で、計画高が 12.10 という形になっていると思いますが、52 c m をあげる形となっています。

10 番 農業委員田幡です。多分ですね、測量の基準というのがありますが、現在は東京湾中等潮位という T P、多分今の地盤が 10.5 ですが、この工事で東京湾中等潮位と書いてあると思いますが、その辺について、本来は測量で明確にしないと高さの基準 (m) がわからないので 12.10 は盛土する計画の中で 12.1m ということですが、この表示がないので、この測量は、不明なところがあるので、申請を受け付けるときにはその辺をチェックしていただきたい。

事務局 解りました。

議長 ありがとうございます。他にございますか。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 9 号番号 4 については許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 9 号番号 4 については、許可相当と

決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。日程第 3 議案第 9 号は以上となります。

議 長 日程第 4、議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。本議案につきましては、2 人の委員が計画に関係しております。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定に「議事参与の制限」がございますので、事務局から議案内容の全体説明をしていただき、その後、該当委員にご退席いただき審議を行いたいと思います。そのような審議の方法で皆様よろしいでしょうか。

(委員より、意義なしの声あり)

議 長 それではそのような形で進めさせていただきます。事務局より、説明をお願いします。

事務局 議案第 10 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)をご説明いたします。議案書の 4 頁、資料は議案第 10 号資料をご用意ください。今回は 17 筆 27,773 ㎡となります。内訳は、3 年・賃借 4 筆 6,497 ㎡、3 年・使用貸借 1 筆 2,882 ㎡、6 年・賃借 4 筆 7,057 ㎡、6 年・使用貸借 6 筆 8,228 ㎡、10 年・賃借 2 筆 3,109 ㎡となります。詳細につきましては、「利用権に関する調書」にまとめております。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。ご審議のほど宜しく願いいたします。

議 長 事務局より説明が終わりました。まず整理番号 2 番と 10 番を除いて、審議いたします。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。何かございますか。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、この計画案に賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件につきましては計画通り承認することに決定いたしました。

議 長 続きまして整理番号 2 番と 10 番の審議を行いますので、該当委員はご退席をお願いします。

(該当委員の退席)

議 長 それでは整理番号 2 の件の審議を行います。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、この件について、計画案に賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件につきましては計画通り承認することに決定いたしました。2 番の委員さんは復席下さい。

(該当委員の復席)

議 長 それでは整理番号 10 の件の審議を行います。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、この件について、計画案に賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件につきましては計画通り承認することに決定いたしました。10 番の委員さんは復席下さい。

(該当委員の復席)

議 長 議案第 10 号については、すべて計画通り承認することに決定いたしました。日程第 4 は以上になります。

議 長 日程第 5 議案第 11 号、「農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動) について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第 11 号「農地法 3 条の 3 (相続等による権利移動) について」を説明いたします。そのまえに P5 に誤りがありましたので修

正をお願いします。一番下の計 12 筆と書かれていますが 11 筆ですので修正をお願いいたします。それでは、議案書の 5 頁、議案第 11 号資料 1-①、②と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は 1 件、15,500 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。所在地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、1,206 m²外 10 筆、田畑合計 15,500 m²になります。位置については議案第 11 号資料をご確認ください。届出者ですが大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

議 長 それでは議案第 11 号の質疑を終了いたします。日程第 5 は以上になります。

議 長 日程第 6、議案第 12 号「農地法第 5 条届出について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第 12 号「農地法 5 条(届出)について」。議案書の 6 頁、議案第 12 号資料 1 と記載されているものをご確認下さい。今月の届出案件は 1 件、560 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となります。所在地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、560 m²になります。位置については、議案第 12 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は、売買により所有権を取得し、専用住宅を建築するため、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報

告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員より意見なし)

議長 それでは議案第 12 号の質疑を終了いたします。日程第 6 は以上になります。

議長 本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 7 年第 2 回総会は、閉会することに決定いたしました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。最後に、総会を終了させていただきますが、杉田職務代理より、閉会のご挨拶をお願いします。

職務代理 沢山の議題があり慎重審議、ありがとうございました。これにて令和 7 年第 2 回総会は、閉会いたします。どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和7年3月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 井 上 茂 昭

署名委員 吉 田 昇